○東北地方整備局告示第二百十五号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十二条第一項の規定により、県道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年十月三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工区	工事開始の期日
県道吉間田滝根線	いわき市川前町小白井字将監小屋から田村市滝根町広瀬字幡門場まで	平成二十八年十月三日

○関東地方整備局告示第二百九十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十八年十月三日　関東地方整備局長　大西　亘

(1) 登録年月日　平成二十八年九月三十日
(2) 登録番号　36
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ＮＩＣ確認検査株式会社
(4) 住所　東京都千代田区三崎町二丁目20番7号
(5) 代表者の氏名　細川　慶隆
(6) 登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地　東京都千代田区三崎町二丁目20番7号
(8) 法第十三条の評価員の氏名　高徳清一朗、小林　敏男、山名聡一郎
(9) 役員の氏名　細川　慶隆、雉本　林市、椙山　嘉洋、岡部　幸司
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　高徳清一朗
(11) 評価の業務を行う区域　埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県

○北陸地方整備局告示第七十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日　北陸地方整備局長　中神　陽一

認定更新番号表　（平成28年10月1日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽		
アムズ㈱		
代表取締役社長　谷口　敏		
アムズ　ＣＸ－12型	4－11K－１Ｅ－001	4－16K－１Ｅ－001
アムズ㈱		
代表取締役社長　谷口　敏		
アムズ　ＦＸＦ－１型	4－11K－H－001	4－16K－H－001
〃　－２型	〃　－１	〃　－１
〃　－３型	〃　－２	〃　－２
〃　－４型	〃　－３	〃　－３
〃　－５型	〃　－４	〃　－４
〃　－６型	〃　－５	〃　－５

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号及び百八十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安来市吉佐町字トノヤ七五六番一から同市吉佐町字町通り三〇四番三まで	前	一二・二八～二四・六六メートル	○・二三六キロメートル	
	後	一二・二八～二六・五九メートル	○・二三六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	前	○・○五～一八・四○メートル	三三・○○メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一八・四○～一○・○○メートル B　一○・○○～一八・四○メートル	A　一二・○○メートル B　三三・○○メートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所